

尼崎市総合計画審議会専門部会資料

資料第1号 - 1

平成30年2月1日

後期まちづくり基本計画の 評価等について

総合計画進捗管理等の必要性 ※第4回総会資料抜粋

資料1参照

① 総合計画の進捗管理(PDCAサイクル)を強化する必要性

【課題】

尼崎市総合計画審議会条例の規定上、諮問に係る調査審議が終了した時点で、委員が解嘱となる。計画の進捗管理に審議会の関与のスキームが無い状況

審議会の継続開催により

次期、計画策定に当たり、現行計画の達成状況や課題を踏まえるなかで、継続的な議論が可能。

② 総合計画と部門別計画との連携を強化する必要性

【課題】

総合計画において各施策の方向性を示し、その実施計画として分野別計画を必要に応じ策定している。総合計画策定時にはその整合性を図っているものの、進捗状況の継続的な把握や課題の共有ができていない状況

分野別計画との連携強化により

総合計画と分野別計画の整合性が継続的に図られることにより、総合計画の推進及び進捗管理につながる。また、次期計画策定にもスムーズに反映が可能。

総合計画の進捗管理手法

【施策評価】

本市においては、前期まちづくり基本計画策定（平成25年4月）以降、毎年度、決算時に「施策評価」を実施している。

■ 評価対象
毎年度決算

■ 目的

① 総合計画・総合戦略の進捗確認

4つの「ありたいまち」に向けた施策や、総合戦略について振り返り、現状の課題や達成状況などについて評価する。

② 効果的・効率的な施策の推進

事務事業の重複度合いや優先度を評価し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行う。

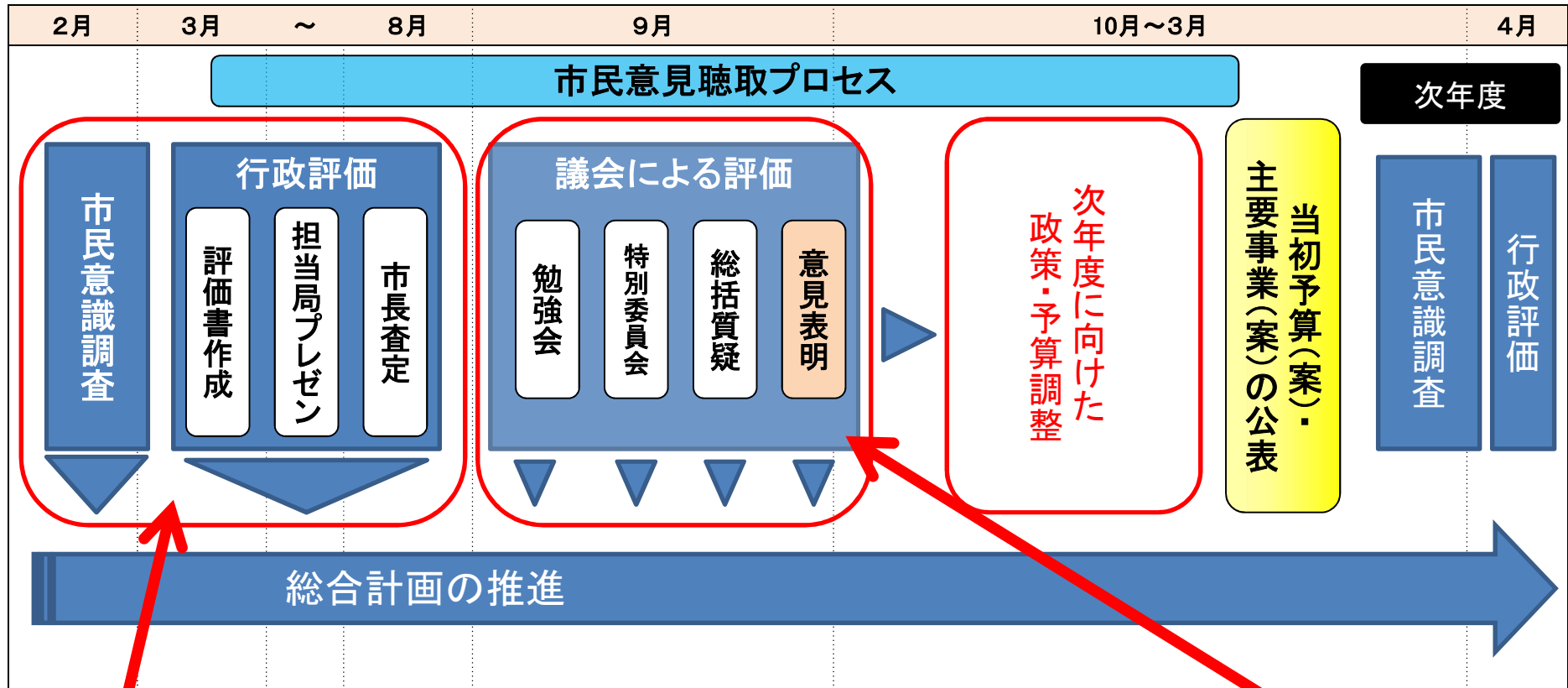
③ 意識の共有

施策評価のプロセスを通じて、目指すべき方向性等を市長から担当者までが共有し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげる。

④ 市民の市政参画の推進

施策の達成状況を図る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで市政参画を推進する。

■ 施策評価スケジュール



【施策評価】

◆市民意識調査により、施策の「重要度」、「満足度」や指標の進捗等を把握し、それを踏まえた事業展開を行うことで、市民がその効果を実感できる仕組み

◆内部評価は、施策の主たる担当局による自己評価（一次評価）と、その説明を受けての市長査定（二次評価）の二段階で評価

【議会による評価】

◆平成29年度から議会による監視・評価機能の充実に目的に、決算及び予算の審査方法を見直し

総合計画の進捗管理に向けての検討

資料2参照

総合計画の進捗管理として、本市では、

- ① 市民意識調査結果を踏まえながら行政評価(内部評価)を実施し、
- ② 議会による評価(外部評価)を受け、

次年度の予算・政策に反映するというスキームが確立されている。

また、後期計画にも記載のとおり、計画の推進の手法として、引き続きその「施策評価」を活用していくこととしている。

強化が必要な部分

- ③ 既に実施している市民意識調査だけでなく、もっと多くの市民意見を聴取する手法

- ④ 計画の進捗管理手法(「ありたいまち」の進捗)、分野別計画との連携に向けた総合計画審議会の関与

平成31年度から始まる後期計画の進捗管理の前に、平成30年度から先行してモデル実施し、本格実施にあたっての具体的な手法を検討していきたい。

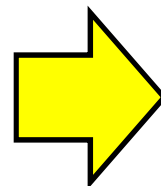
進捗管理の視点（検討イメージ）

市民(当事者)

もっと多くの意見を聴取する必要があるものの、市民個々の意見については、本来、分野別計画で聴取することが望ましい。

「総合計画」の位置付けを考えると、もう少し大きな視点での進捗管理が必要

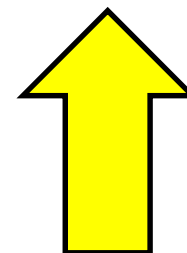
例えば、
後期計画に示す「市民・事業者」の役割についての進捗確認 など。



今後、その具体的な手法や分野別計画との役割分担などについて検討が必要

審議会の関与

総合計画の進捗管理として「施策評価」を実施しており、既に、事業の実施状況について行政及び議会により進捗管理が実施されている。



審議会では、その専門的な見地により、行政の実施しているPDCAが適正に機能しているかといった視点での進捗管理が必要

市民参画のあり方

③

■ 市民参画のあり方

平成29年11月6日に開催された総合計画審議会総会において、「総合計画の評価等」の検討にあたっては、「当事者(市民)の意見の重要性」などについて意見をいただいた。

【11/6総会時の主な意見】

障害のある人や子育て世代の人など、当事者意見の重要性

わかりやすさの重要性(市民目線)

市民委員の増員(市政参画の増)



市議会議員や各分野の専門家が同席する審議会の場では、発言しづらい市民も多い。



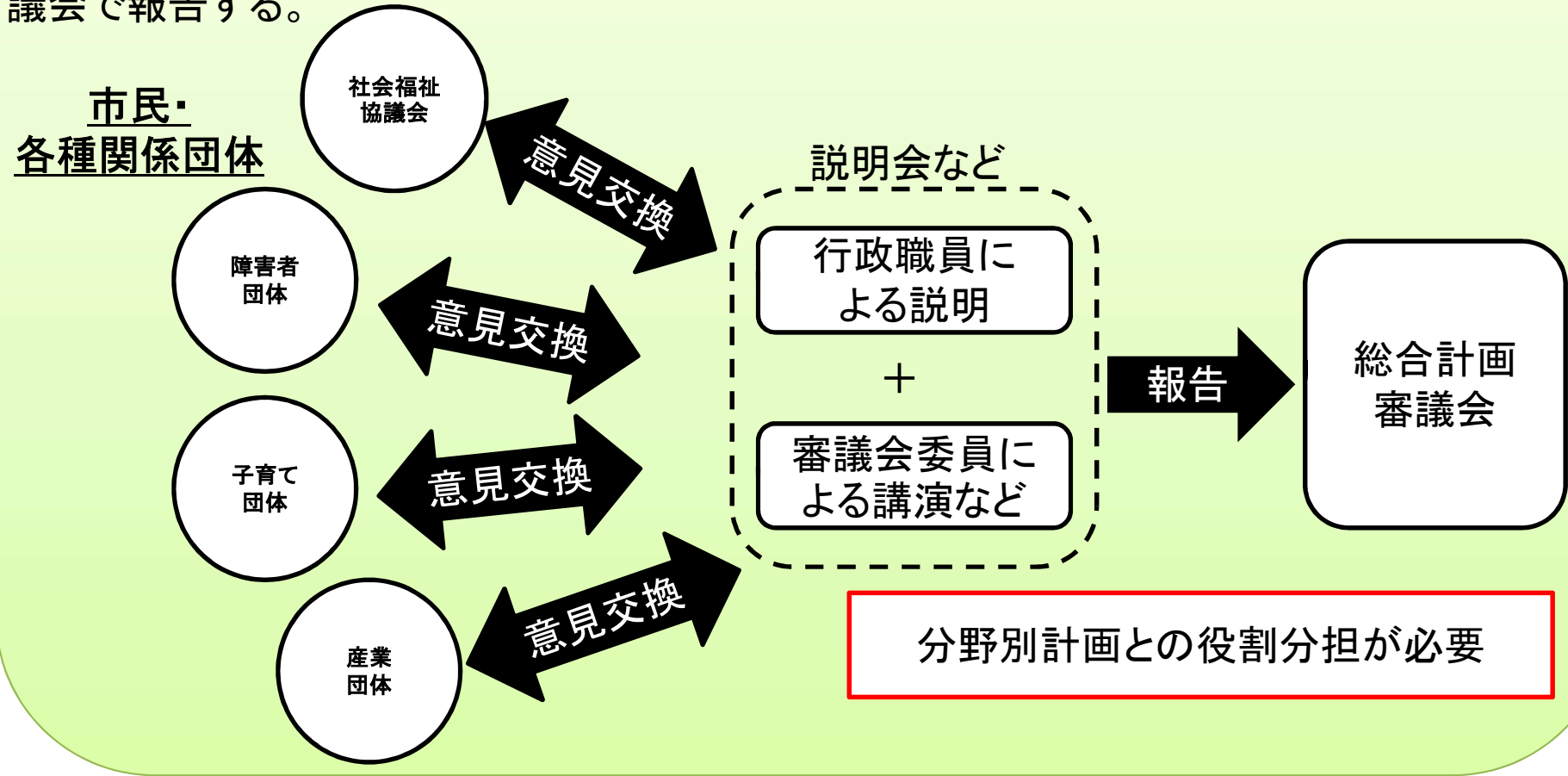
上記意見を踏まえるなかで、審議会の場での意見聴取だけでなく、幅広く市民から意見を聴取できるような仕組みが必要。

■ 市民等の意見聴取

検

H30年度のモデル実施(イメージ)

新たに市民意見を聴取する手法として、行政職員と審議会委員が総合計画の周知と併せて、ターゲットを絞るなかで、市民や関係団体と意見交換を行い、その内容を審議会で報告する。



31年度からの本格実施に向けて検討

進捗管理・分野別計画との連携のあり方

④

■ 総合計画の進捗管理手法

位置付け

- ◆『総合計画』は各施策の方向性を示すもの
- ◆『分野別計画』はその実施計画

課題

総合計画策定段階では、整合性を図る形で策定されているが、計画の推進段階においては、その確認ができていないことが課題

方向性

審議会を継続開催する中で、
計画の推進段階においても分野別計画との整合性をはかり、
その進捗を把握することが、総合計画の推進及び進捗管理につながる。

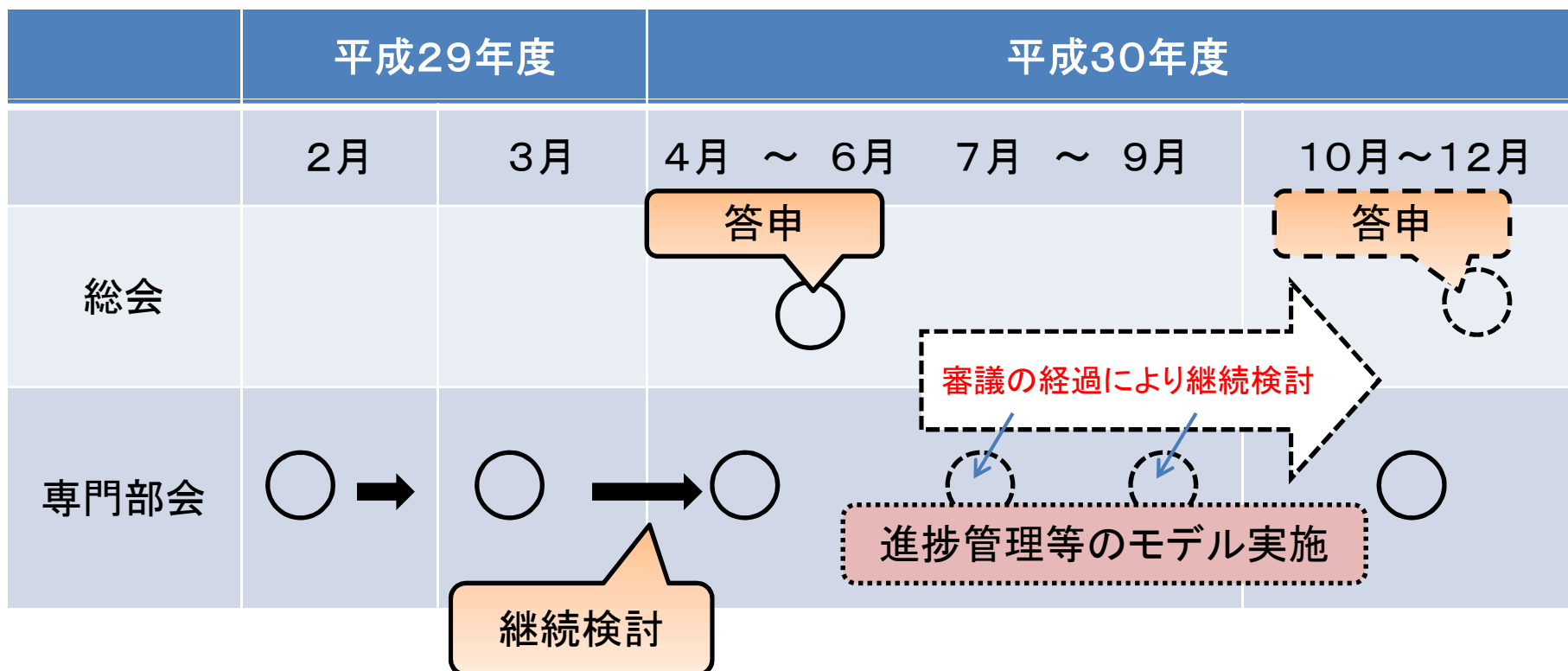
総計審による検討スケジュール(案)

資料3参照

後期計画の進捗管理は平成31年度からであるが、次期計画策定に向けた5年間は既に始まっており、分野別計画との連携、市民意見聴取の強化については、平成30年度から先行して実施していきたいと考えている。

そのため、平成30年5月を目途に答申いただけるようなスケジュールで進めていきたい。

【今後のスケジュール】



(参考)計画の進捗管理に関与している附属機関一覧

附属機関名	分野別計画	評価頻度	任期
スポーツ推進審議会	スポーツ推進計画	毎年	2年
環境審議会	環境基本計画 地球温暖化対策地域推進計画 一般廃棄物処理基本計画	毎年	2年
地域保健問題審議会	地域いきいき健康プランあまがさき	5年毎	2年
子ども・子育て審議会	次世代育成支援対策行動計画 子ども・子育て支援事業計画	毎年	2年
社会保障審議会	地域福祉計画 障害者計画・障害福祉計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	毎年	3年
男女共同参画審議会	男女共同参画計画 DV対策基本計画	毎年	2年